契　約　書　（案）

茨城県立こども病院（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲で使用する電気の需給に関し次の条項により需給契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、別紙仕様書に基づき、甲が使用する電力の需要に応じて電気を供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

２ 前項の対価は、第７条により算定した甲が乙に支払う料金、その他本契約により支払いを要することとなった金銭債務をいう。

（契約期間）

第２条　契約期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとする。

（契約単価）

第３条　この契約における契約単価は、別紙「契約単価表」による。

（使用電力量の増減）

第４条　甲は、その都合により、甲が仕様書で示した予定使用電力量を上回り、又は下回って電力を使用することができる。

（計量及び検査）

第５条　使用電力量の計量日は原則として毎月１日とする。

２　乙は、計量日に計量器により記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、その結果について甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

３　甲の指定する職員への報告は電磁的方法によるものとする。

４　計量期間は、前月の計量日の０時から当月の計量日の前日の２４時までとする。

５　計量日に検針を行うことができない場合は、翌日以降速やかに行うものとする。

（電気料金の算定期間）

第６条　電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

（電気料金の算定）

第７条　乙は、１月ごとに、第５条の規定による検査に合格後、電気料金の支払いを請求することができる。

２　前項の電気料金は、次の各号に掲げる金額の合計金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）とする。

(1) 契約電力（常時電力）に、別紙「契約単価表」に定める常時電力基本料金単価を乗じて算出した金額（力率割引若しくは割増をするものとする。）。

（2）第６条に定める料金の算定期間の使用電力量に、別紙「契約単価表」に定める電力量料金単

価を乗じて算出した金額。ただし、燃料費調整制度による調整額（市場価格調整額を含む）、

託送料金及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金を含め

ることとする。

（3）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、経済産業省が

定める最新単価とし、託送料金は東京電力パワーグリッド株式会社が公表する最新単価とする。

（電気料金の支払い及び遅延利息）

第８条　甲は、第７条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日の翌日から３０日目の日（以下「支払期日」という。）までに電気料金を支払わなければならない。

２　甲は前項の支払期日までに電気料金を支払わなかったときは、遅延利息として、支払期日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払い金額から、消費税及び地方消費税額から次の算式により算定された金額を差し引き、再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を乙に支払うものとする。ただし、その金額に１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

なお、次の算式により算定された金額の単位は、１円としその端数は切り捨てるものとする。

再生可能エネルギー発電促進賦課金×１０／１１０

（契約電力の変更）

第９条　甲又は乙は、使用する電力の需要に応じて、契約電力を変更する必要があると認めるときは、双方協議のうえ、これを変更することができる。

２　甲が、前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて双方協議を行い、契約超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を契約超過金として乙に支払うものとする。

（契約単価の変更等）

第10条　この契約を締結した後において、経済事情の変化や乙の発電費用の変動等により契約単価の改定を必要とする場合は、双方協議して定める。

（契約保証金）

第11条　契約保証金は、契約金額の１００分の１０とする。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合は、 全部又は一部を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第12条　乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（機密の保持）

第13条　甲は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

なお、この契約の終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、甲の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第14条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電気の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。

(2) この契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

（違約金）

第15条　乙の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了の日までの間の契約電力及び予定使用電力量に基づき、第７条第２項(1)及び(2)に掲げる金額の合計金額から消費税額及び地方消費税額を差し引いた金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（損害賠償）

第16条　甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお、甲に生じた損害額が上回る場合は損害賠償の請求をすることができる。

（協議）

第17条　この契約条項について疑義があるとき又はこの契約条項に定めのない事項については、双方協議のうえこれを解決するものとする。

（相殺予約）

第18条　この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和７年４月１日

甲　　　茨城県水戸市双葉台３丁目３番地の１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　茨城県立こども病院長

　　　　　　　　　　　　　　　乙

別紙

契約単価表

　以下の基本料金及び電力量料金には、消費税額及び地方消費税額を含む。

|  |
| --- |
| 基本料金 |
| 基本料金単価（契約電力１キロワットにつき） | 円　　銭 |

（注）基本料金は、上記の基本料金単価に契約単価を乗じた後、実測力率に基づく割引率又は割増率を乗じて算出した金額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 電力量料金 | 電力量料金単価（使用電力量１キロワット時につき） |
| ピーク時間 | 円　　銭 |
| 夏季昼間時間 | 円　　銭 |
| その他季昼間時間 | 円　　銭 |
| 夜間時間 | 円　　銭 |

（注）上記の電力量料金単価に月ごとの使用電力量を乗じて電力量料金を算出する。

・ピーク時間　　　　7月から9月の毎日午後1時から午後4時までの時間。ただし、「夜間時間取扱日」に定める日の該当する時間を除く。

・夏季昼間時間　　　7月から9月の毎日午前8時から午後10時までの時間。ただし、「ピーク時間」及び「夜間時間取扱日」に定める日の該当する時間を除く。

・その他季昼間時間　10月から6月の毎日午前8時から午後10時までの時間。ただし、「夜間時間取扱日」に定める日の該当する時間を除く。

・夜間時間　　　　　「ピーク時間」、「夏季昼間時間」及び「その他季昼間時間」以外の時間。

・夜間時間取扱日　　日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、3日、4月30日から5月2日、12月30日、31日。